

恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（抄）（第一条関係）・・・・・・・・・・1

○ 国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第四百十三号）（抄）（第二条関係）・・・・・・・・・・21

○ 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第二条 前条ノ恩給請求書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ 一 在職中ノ履歴書 二 戸籍抄本（之ニ準スヘキモノヲ含ム以下同シ）（退職後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノ） ② 公務傷病ニ因ル恩給請求書ニハ前項各号ニ掲クル書類ノ外左ノ書類ヲ添附スヘシ 一 傷痍疾病カ公務ニ起因シタルコトヲ認ムルニ足ルヘキ書類（例ヘハ現認者ノ現認証明書、所属長ノ事実証明書等） 二 症状ノ経過ヲ記載シタル書類 三 請求当時ニ於ケル診断書 四 恩給法第五十八条ノ五ニ掲グル障害補償又ハ之ニ相当スル給付ノ金額及之ヲ受クル事由ノ生ジタル年月日ヲ記載シタル本属庁ノ証明書 ③ 前条及前二項ノ規定ハ恩給ノ改定ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス 第二条ノ七 法律第一百五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ第一次ニ普通恩給ノ給与ヲ請求スルコトヲ得ル者ガ普通恩給ノ給与ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一条及第二条ノ規定ニ拘ラズ未帰還公務員留守家族普通恩給請求書ニ左ノ書類ヲ添附シ公務	第二条 （同上） 一 （同上） 二 （同上） ② （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 四 （同上） ③ 恩給ヲ改定スル場合ニ於テ前ニ恩給証書ヲ受ケタルコトアルトキハ前二項各号ニ掲グル書類ノ外其ノ恩給証書ヲ添附スベシ 第二条ノ七 （同上）

員ノ本属庁ヲ経テ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 公務員ノ履歴書

二 請求者ノ戸籍謄本（公務員ノ退職ト看做サレタル日後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノ）

三 公務員ガ退職ト看做サレタル日ノ属スル月ノ翌月分以降ノ未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）ニ依ル留守家族手当又ハ特別手当ノ支給ニ関スル本属庁ノ証明書

② 法律第五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ第二次以下ニ於テ普通恩給ノ給与ヲ請求スルコトヲ得ル者ガ普通恩給ノ給与ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一条及第二条ノ規定ニ拘ラズ未帰還公務員留守家族普通恩給請求書ニ先順位者タル者ガ普通恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得ザルニ至リタルコトヲ証スル書類及請求者ノ戸籍謄本（先順位者タル者ガ普通恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得ザルニ至リタル日後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノ）ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

③ 前二項ノ場合ニ於テ同順位者二人以上アルトキハ其中一人ヲ總代者トシテ普通恩給ノ給与ノ請求ヲ為スベシ此ノ場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ルノ外未帰還公務員留守家族普通恩給請求書ニ請求者全員連署ノ總代者選任届書ヲ添附スベシ

④ 第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ普通恩給ノ給与ヲ受クル者二人以上アル場合ニ於テ其ノ中ノ一部ノ者ガ普通恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得ザルニ至リタルトキハ普通恩給証書換請求書ニ其ノ者ガ普通恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得ザルニ至リタルコトヲ証スルニ足ル書類

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

② 法律第五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ第二次以下ニ於テ普通恩給ノ給与ヲ請求スルコトヲ得ル者ガ普通恩給ノ給与ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一条及第二条ノ規定ニ拘ラズ未帰還公務員留守家族普通恩給請求書ニ先順位者タル者ガ普通恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得ザルニ至リタルコトヲ証スル書類、先順位者ノ受ケタル普通恩給証書及請求者ノ戸籍謄本（先順位者タル者ガ普通恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得ザルニ至リタル日後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノ）ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

③ （同上）

④ 第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ普通恩給ノ給与ヲ受クル者二人以上アル場合ニ於テ其ノ中ノ一部ノ者ガ普通恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得ザルニ至リタルトキハ普通恩給証書換請求書ニ普通恩給証書及其ノ者ガ普通恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得ザルニ至リタルコトヲ証

ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

- ⑤ 前項の場合ニ於テ第三項ノ規定ニ依ル総代者タル者ガ普通恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得ザルニ至リ仍普通恩給ノ給与ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依ルノ外普通恩給証書書換請求書ニ此等普通恩給ノ給与ヲ受クル者全員連署ノ総代者選任届書ヲ添附スベシ
- ⑥ 第三項及前項の場合ニ於テハ此等ノ項ニ規定スル総代者普通恩給ノ支給ノ請求ヲ為スベシ

第二条ノ八 法律第百五十五号附則第三十条第二項本文ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一条及第二条ノ規定ニ依ルノ外普通恩給請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ

- 一 法律第百五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ普通恩給ノ給与ヲ受ケタル者アルトキハ其ノ者ガ普通恩給ノ給与ヲ受ケタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書及請求者ガ帰国シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル官公署ノ証明書

二 法律第百五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ普通恩給ノ給与ヲ受ケタル者ナキトキハ請求者ガ帰国シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル官公署ノ証明書

- ② 前項第一号ノ場合ニ於テハ第二条第一項第一号ノ履歴書ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

第二条ノ九 法律第百五十五号附則第二十四条の三ノ規定ノ適用ニ依リ又ハ法律第百五十五号附則第二十四条の四ノ規定ニ依リ普通恩給ノ改定ヲ請求セントスル者

スルニ足ル書類ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

- ⑤ (同上)

- ⑥ (同上)

第二条ノ八 (同上)

- 一 法律第百五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ普通恩給ノ給与ヲ受ケタル者アルトキハ普通恩給証書及請求者ガ帰国シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル官公署ノ証明書

二 (同上)

- ② (同上)

第二条ノ九 (同上)

ハ普通恩給改定請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ退職当時ノ
本属庁ヲ経テ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 在職中ノ履歴書
(削る)

二 法律第五百五十五号附則第二十四条の三ノ規定ノ適
用ヲ受クル者ニ在リテハ在職中ノ職務ニ関連シテ拘
禁セラレタルコト並ニ当該拘禁ノ期間及場所ヲ明瞭
ニシ得ル法務大臣又ハ厚生労働大臣ノ証明書

第二条ノ十 法律第五百五十五号附則第十六条第二項ノ規
定ニ依ル傷病賜金又ハ法律第五百五十五号附則第二十二
条若ハ第二十九条ノ規定ニ依ル増加恩給、傷病年金若
ハ傷病賜金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一条、第
二条及第二条ノ三ノ規定ニ依ルノ外公務傷病ニ因ル恩
給請求書ニ請求者ガ退職後恩給法ニ規定スル普通恩給
ヲ受クルノ権利ヲ失フベキ事由ニ該当セザリシコトヲ
明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ但シ第二条第一項第
二号ノ戸籍抄本ハ当該恩給ヲ受クルノ権利ヲ取得シタ
ル時以後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノタルヲ
要ス

②前項ノ場合（法律第五百五十五号附則第十六条第二項ノ
規定ニ依ル傷病賜金ヲ請求セントスル場合ヲ除ク）ニ
於テ増加恩給若ハ傷病年金ノ裁定ヲ経タルコトアルト
キ又ハ旧恩給法ノ特例ニ関スル件（昭和二十一年勅令
第六十八号以下旧勅令第六十八号ト称ス）第六条第一
項ニ規定スル傷病賜金ヲ受ケタルトキハ前項ニ規定ス
ル書類ノ外増加恩給若ハ傷病年金ノ裁定ヲ経タルコト
ヲ明瞭ニシ得ル申立書又ハ傷病賜金ヲ受ケタルコトヲ

一 (同上)
二 恩給証書
三 (同上)

第二条ノ十 (同上)

②前項ノ場合（法律第五百五十五号附則第十六条第二項ノ
規定ニ依ル傷病賜金ヲ請求セントスル場合ヲ除ク）ニ
於テ増加恩給若ハ傷病年金ノ裁定ヲ経タルコトアルト
キ又ハ旧恩給法ノ特例ニ関スル件（昭和二十一年勅令
第六十八号以下旧勅令第六十八号ト称ス）第六条第一
項ニ規定スル傷病賜金ヲ受ケタルトキハ前項ニ規定ス
ル書類ノ外増加恩給若ハ傷病年金ノ裁定ヲ経タルコト
ヲ明瞭ニシ得ル申立書又ハ傷病賜金ノ裁定通知書ヲ添

明瞭ニシ得ル申立書ヲ添附スベシ此ノ場合ニ於テハ第二
条第一項第一号及第二項第一号ニ掲グル書類ハ之ヲ
添附スルコトヲ要セズ

③前項ノ場合ニ於テ請求者ガ法律第五百五十五号附則第二
十二條第四項本文ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ナル
トキハ前項前段ニ規定スル書類ノ外請求者ガ旧勅令第
六十八号施行ノ際受ケリタル増加恩給又ハ傷病年金
ニ付恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律
第三十一号以下次項ニ於テ法律第三十一号ト称ス）ニ
依ル改正前ノ恩給法第五十條第一項又ハ第三項ノ規定
ノ適用ヲ受ケザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添附
スベシ此ノ場合ニ於テハ第二條第二項第二号及第三号
ニ掲グル書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

④第二項ノ場合ニ於テ請求者ガ法律第五百五十五号附則第
二十二條第四項但書ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ナ
ルトキハ第二項前段ニ規定スル書類ノ外法律第五百十
五号附則第二十二條第四項但書ノ規定ノ適用ヲ受ケン
トスルコト及請求者ガ旧勅令第六十八号施行ノ際受ケ
リタル増加恩給又ハ傷病年金ニ付法律第三十一号ニ
依ル改正前ノ恩給法第五十條第一項又ハ第三項ノ規定
ノ適用ヲ受ケザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添附
スベシ

第二條ノ十一 法律第五百五十五号附則第二十九條の二ノ
規定ニ依ル増加恩給、傷病年金又ハ傷病賜金ヲ請求セ
ントスル場合ニ於テハ第一條、第二條及第二條ノ三ノ
規定ニ依ルノ外公務傷病ニ因ル恩給請求書ニ左ノ書類
ヲ添附スベシ但シ第二條第一項第二号ノ戸籍抄本ハ当

附スベシ此ノ場合ニ於テハ第二條第一項第一号及第二
項第一号ニ掲グル書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

③（同上）

④（同上）

第二條ノ十一 （同上）

該恩給ヲ受クルノ權利ヲ取得シタル時以後請求迄ノ間

ニ於テ作成セラレタルモノタルヲ要ス

一 請求者ガ退職後恩給法ニ規定スル普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フベキ事由ニ該當セザリシコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 法律第五百五十五号附則ノ規定ニ依ル一時恩給ヲ受クルノ權利ヲ取得シタル者ニシテ當該一時恩給ノ請求ヲ為サザリシモノニ在リテハ將來當該一時恩給ノ請求ヲ為サザルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

三 法律第五百五十五号附則ノ規定ニ依ル普通恩給又ハ一時恩給ヲ受クルノ權利ヲ取得シタル者ニシテ當該普通恩給又ハ一時恩給ノ裁定ヲ經タルモノニ在リテハ其ノ裁定ヲ經タルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

四 請求者ガ在職中ノ職務ニ関連シテ拘禁セラレタルコト並ニ當該拘禁ノ期間及場所ヲ明瞭ニシ得ル法律大臣又ハ厚生労働大臣ノ證明書

第二条ノ十二 法律第五百五十五号附則第三十条第四項ノ規定ニ依ル増加恩給、傷病年金又ハ傷病獎金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一条、第二条及第二条ノ三ノ規定ニ依ルノ外公務傷病ニ因ル恩給請求書ニ請求者ガ帰国シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル官公署ノ證明書ヲ添附スベシ
(削る)

一 (同上)

二 (同上)

三 法律第五百五十五号附則ノ規定ニ依ル普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ取得シタル者ニシテ當該普通恩給ノ裁定ヲ經タルモノニ在リテハ普通恩給證書、法律第五百五十五号附則ノ規定ニ依ル一時恩給ヲ受クルノ權利ヲ取得シタル者ニシテ當該一時恩給ノ裁定ヲ經タルモノニ在リテハ其ノ裁定ヲ經タルコト及當該一時恩給ヲ返還スルヤ否ヲ明瞭ニシ得ル申立書

四 (同上)

第二条ノ十二 法律第五百五十五号附則第三十条第四項ノ規定ニ依ル増加恩給、傷病年金又ハ傷病獎金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第一条、第二条及第二条ノ三ノ規定ニ依ルノ外公務傷病ニ因ル恩給請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 法律第五百五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ普通恩給ノ給与ヲ受ケタル者アルト

(削る)

第二条ノ十三 法律第百五十五号附則第五条ノ規定ニ依ル傷病賜金ヲ請求セントスル者ハ第一条及第二条ノ規定ニ拘ラズ昭和二十八年法律第百五十五号附則第五条ノ規定ニ依ル傷病賜金請求書ヲ裁定庁ニ差出スベシ

第三条ノ二 削除

第三条ノ三 恩給法第六十五条第二項乃至第五項又ハ法律第百五十五号附則第三条ノ規定ニ依リ例ニ依ルモノトセラレタル同法ニ依ル改正前ノ恩給法第六十五条ノ二第三項若ハ法律第百五十五号附則第二十二条の三ノ規定ニ依ル加給ヲ受クル恩給権者ハ其ノ加給ノ原因タル者ノ變動アリタル場合(総務大臣ガ裁定シタル恩給ニ付テ国内ニ居住スル加給ノ原因タル者ガ死亡シタル

キハ普通恩給証書及請求者ガ帰国シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル官公署ノ証明書

二 法律第百五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依リ普通恩給ノ給与ヲ受ケタル者ナキトキハ請求者ガ帰国シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル官公署ノ証明書

第二条ノ十三 法律第百五十五号附則第五条ノ規定ニ依ル傷病賜金ヲ請求セントスル者ハ第一条及第二条ノ規定ニ拘ラズ昭和二十八年法律第百五十五号附則第五条ノ規定ニ依ル傷病賜金請求書ニ恩給証書ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

第三条ノ二 恩給法第五十八条ノ三第四項ノ規定ニ依リ同条第三項ノ期間ノ延長ヲ請求セントスル者ハ若年停止排除期間延長請求書ニ第二条第二項第二号及第三号ニ掲グル書類並恩給証書ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

②前条第二項ノ規定ハ前項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三条ノ三 (同上)

場合ヲ除ク）ニ於テハ公務傷病ニ因ル恩給改定請求書
ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 新ニ加給ノ原因タルベキ者ノ生ジタル場合ニ在リ
テハ其ノ者ノ戸籍謄本及退職後出生シタル子ニ付テ
ハ其ノ者ガ出生当時（退職後養子ト為リタル子ニ付
テハ其ノ者ガ縁組当時）ヨリ引続キ増加恩給ヲ受ク
ル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモ
ノナルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 加給ノ原因タリシ者ノ加給ノ原因タル事由消滅シ
タル場合ニ在リテハ其ノ事由ノ消滅シタルコトヲ明
瞭ニシ得ル申立書

② 第二条ノ三第二項ノ規定ハ前項第一号ノ場合ニ於テ新
ニ加給ノ原因タルベキ者ガ重度障害ノ状態ニシテ生活
資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナル場合ニ之ヲ準用ス

第七条 恩給法第七十三条第一項第一号ノ規定ニ依リ第
一次ニ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者カ扶助料ヲ請求
スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スヘ
シ

一 公務員ノ在職中ノ履歴書

二 請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者
ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）

三 請求者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ
又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立
書

② 前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十三条ノ二ノ規
定ニ依ル総代者ナルトキハ前項各号ニ掲グル書類ノ外
左ノ書類ヲ添附スベシ

一 新ニ加給ノ原因タルベキ者ノ生ジタル場合ニ在リ
テハ恩給証書及其ノ者ノ戸籍謄本並ニ退職後出生シ
タル子ニ付テハ其ノ者ガ出生当時（退職後養子ト為
リタル子ニ付テハ其ノ者ガ縁組当時）ヨリ引続キ増
加恩給ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計
ヲ共ニスルモノナルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

②（同上）

第七条 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

②（同上）

一 扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書

二 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（前項第二号ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク）

三 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項第三号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨ゲズ）

（削る）

第八条 恩給法第七十三条第一項第二号ノ規定ニ依リ第

一次ニ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者カ扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 公務員カ既ニ普通恩給ノ裁定ヲ経タルトキハ請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及請求者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 公務員カ未タ普通恩給ノ裁定ヲ経サルトキハ前条第一項各号ニ掲クル書類

②前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

③前二項ノ場合ニ於テ公務員前ニ恩給証書ヲ受ケタルコトアルトキハ前二項各号ニ掲クル書類ノ外其ノ恩給証書ヲ添附スヘシ

第八条 （同上）

一 公務員カ既ニ普通恩給ノ裁定ヲ経タルトキハ其ノ恩給証書並ニ請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及請求者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 （同上）

②前条第二項ノ規定ハ前項第一号ノ場合ニ、前条第二項及第三項ノ規定ハ前項第二号ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十条 恩給法第七十三条第一項各号ノ規定ニ依リ第二

次以下ニ於テ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者カ扶助料
ヲ請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添
附スヘシ

一 前扶助料権者カ扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失ヒタル
コトヲ証スル書類

(削る)

二 請求者ノ戸籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ請求者
ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)

三 請求者ガ公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ
又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立
書

② 前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十三条ノ二ノ規
定ニ依ル総代者ナルトキハ前項各号ニ掲グル書類ノ外
左ノ書類ヲ添附スベシ

一 扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届
書

二 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本
(公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ
身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ) (前項第二号ノ戸籍
謄本ト重複スル場合ヲ除ク)

三 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ
死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニ
シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書(前項第三号ノ申
立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨ゲズ)

③ 前二項ノ場合ニ於テ前扶助料権者カ未タ扶助料ノ裁定
ヲ経サルトキハ第一項第一号ニ掲クル書類及前扶助料
権者カ扶助料ヲ請求スル場合ニ添附スルコトヲ要スル

第十条 (同上)

一 (同上)

二 前扶助料権者ノ扶助料証書
(同上)

三 (同上)

② (同上)

一 (同上)

二 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本
(公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ
身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ) (前項第三号ノ戸籍
謄本ト重複スル場合ヲ除ク)

三 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ
死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニ
シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書(前項第四号ノ申
立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨ゲズ)

③ (同上)

書類ヲ添附スヘシ

第十條ノ三 削除

第十條ノ六 法律第百五十五号附則第二十四條の三ノ規定ノ適用ニ依リ又ハ法律第百五十五号附則第二十四條の四ノ規定ニ依リ扶助料ノ改定ヲ請求セントスル者ハ扶助料改定請求書ニ左ノ書類ヲ添付シ公務員ノ本属庁ヲ經テ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 公務員ノ在職中ノ履歷書

(削る)

二 法律第百五十五号附則第二十四條の三ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ取得シタル者ニ在リテハ公務員ガ在職中ノ職務ニ関連シテ拘禁セラレタルコト並ニ当該拘禁ノ期間及場所ヲ明瞭ニシ得ル法務大臣又ハ厚生労働大臣ノ證明書

第十條ノ七 法律第百五十五号附則第三十條ノ規定ニ依ル扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六條乃至第十條ノ規定ニ依ル外扶助料請求書ニ当該未帰還公務員ノ死亡ガ判明シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添附スベシ

第十條ノ三 法律第百五十五号附則ノ規定ニ依リ恩給法第七十五條第一項第一号ニ規定スル扶助料ヲ受クルノ權利ヲ取得シタル者ニシテ当該扶助料ノ裁定ヲ經タルモノ法律第百五十五号附則ノ規定ニ依リ恩給法第七十五條第一項第二号ニ規定スル扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六條乃至前條ノ規定ニ依ル外扶助料請求書ニ扶助料証書ヲ添附スベシ

第十條ノ六 (同上)

一 (同上)

二 扶助料証書

三 (同上)

第十條ノ七 (同上)

(削る)

②前項ノ場合ニ於テ当該未帰還公務員ニ関シ当該扶助料ノ支給ガ始メラルル月ヨリ当該未帰還公務員ノ死亡ガ判明シタル日ノ属スル月迄ノ分トシテ未帰還者留守家族等援護法ニ依ル留守家族手当若ハ特別手当ノ支給ヲ受ケタル者又ハ当該未帰還公務員ノ死亡ニ付同法附則第四十六項ノ規定ニ依ル手当ノ支給ヲ受ケタル者アルトキハ前項ニ規定スル書類ノ外当該手当ノ支給ニ関スル本属庁ノ証明書ヲ添附スベシ

第十条ノ九 扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合ニ於テ其ノ中ノ一部ノ者ガ失権シタルトキハ扶助料証書書換請求書ニ其ノ者ガ扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失ヒタルコトヲ証スル書類ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

②前項ノ場合ニ於テ恩給法第七十三条ノ二ノ規定ニ依ル總代者タル扶助料権者ガ失権シ仍扶助料ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依ルノ外扶助料証書書換請求書ニ此等扶助料ヲ受クル者全員連署ノ總代者選任届書ヲ添附スベシ

第十条ノ十 未帰還者留守家族等援護法第二条ニ規定スル未帰還者ニシテ法律第一百五十五号附則第三十条第一項ニ規定スル未帰還公務員タラザル公務員ノ死亡ガ昭和三十三年五月一日以後判明シタル場合ニ給セララルベ

②前項ノ場合ニ於テ法律第一百五十五号附則第三十条第二項但書及第三項ノ規定ニ依ル普通恩給ノ給与ヲ受ケタル者アルトキハ前項ニ規定スル書類ノ外普通恩給証書ヲ添附スベシ

③第一項ノ場合ニ於テ当該未帰還公務員ニ関シ当該扶助料ノ支給ガ始メラルル月ヨリ当該未帰還公務員ノ死亡ガ判明シタル日ノ属スル月迄ノ分トシテ未帰還者留守家族等援護法ニ依ル留守家族手当若ハ特別手当ノ支給ヲ受ケタル者又ハ当該未帰還公務員ノ死亡ニ付同法附則第四十六項ノ規定ニ依ル手当ノ支給ヲ受ケタル者アルトキハ第一項ニ規定スル書類ノ外当該手当ノ支給ニ関スル本属庁ノ証明書ヲ添附スベシ

第十条ノ九 扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合ニ於テ其ノ中ノ一部ノ者ガ失権シタルトキハ扶助料証書書換請求書ニ扶助料証書及其ノ者ガ扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失ヒタルコトヲ証スル書類ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

② (同上)

第十条ノ十 (同上)

キ扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ第六条乃至第十條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ当該公務員ノ死亡ガ判明シタル年月日ヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添付スベシ
(削る)

②前項ノ場合ニ於テ当該公務員ニ関シ昭和二十二年七月分以降(法律第五百五十五号附則第十條第一項ニ規定スル旧軍人、旧準軍人及旧軍属ニ関シテハ昭和二十八年四月分以降)当該公務員ノ死亡ガ判明シタル日ノ属スル月迄ノ分トシテ旧未復員者給与法(昭和二十二年法律第八十二号)、旧官吏俸給令(昭和二十一年勅令第九十二号)、旧政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)若ハ一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)ニ依ル俸給及扶養手当(他ノ法令ニ依ル之ニ相当スル給与ヲ含ム)、未帰還者留守家族等援護法ニ依ル留守家族手当若ハ特別手当又ハ同法附則第四十六項ノ規定ニ依ル手当ノ支給ヲ受ケタル者アルトキハ前項ニ規定スル書類ノ外当該手当ノ支給ニ関スル本属庁ノ証明書ヲ添付スベシ

第十一条ノ二 恩給法第七十五條第二項ノ規定ニ依ル加給ヲ受クル扶助料権者ハ其ノ加給ノ原因タル遺族ノ員数ノ増減アリタル場合(総務大臣ガ裁定シタル恩給ニ付テ国内ニ居住スル加給ノ原因タル遺族ガ死亡シタル

②前項ノ場合ニ於テ法律第五百五十五号附則第三十條第二項但書及第三項ノ規定ニ依ル普通恩給ノ給与ヲ受ケタル者アルトキハ前項ニ規定スル書類ノ外普通恩給証書ヲ添付スベシ

③第一項ノ場合ニ於テ当該公務員ニ関シ昭和二十二年七月分以降(法律第五百五十五号附則第十條第一項ニ規定スル旧軍人、旧準軍人及旧軍属ニ関シテハ昭和二十八年四月分以降)当該公務員ノ死亡ガ判明シタル日ノ属スル月迄ノ分トシテ旧未復員者給与法(昭和二十二年法律第八十二号)、旧官吏俸給令(昭和二十一年勅令第九十二号)、旧政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)若ハ一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)ニ依ル俸給及扶養手当(他ノ法令ニ依ル之ニ相当スル給与ヲ含ム)、未帰還者留守家族等援護法ニ依ル留守家族手当若ハ特別手当又ハ同法附則第四十六項ノ規定ニ依ル手当ノ支給ヲ受ケタル者アルトキハ第一項ニ規定スル書類ノ外当該手当ノ支給ニ関スル本属庁ノ証明書ヲ添付スベシ

第十一条ノ二 (同上)

場合ヲ除ク）ニ於テハ加給員数ノ變動ニ依ル扶助料改
定請求書ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ
一 加給ノ原因タルベキ遺族ノ員数増加シタル場合ニ
在リテハ戸籍謄本（加給ノ原因タル遺族ノ員数ノ増
加ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及第十条ノ十二第一項第二
号ノ申立書
二 加給ノ原因タル遺族ノ員数減少シタル場合ニ在リ
テハ加給ノ原因タル遺族ノ員数ノ減少シタルコトヲ
明瞭ニシ得ル申立書
② 第二条ノ三第二項ノ規定ハ前項第一号ノ場合ニ於テ加
給ノ原因タルベキ遺族ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資
料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナル場合ニ之ヲ準用ス

第十一条ノ三 法律第五十一号附則第十四条第一項ノ規
定ニ依ル加算ヲ受クル扶助料権者ハ其ノ加算ノ原因タ
ル子ノ員数ノ變動ニ因リ加算ノ年額ニ増減アリタル場
合（総務大臣ガ裁定シタル恩給ニ付テ国内ニ居住スル
加算ノ原因タル子ガ死亡シタル場合ヲ除ク）ニ於テハ
加算員数ノ變動ニ依ル扶助料改定請求書ニ左ノ書類ヲ
添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ
一 加算ノ原因タルベキ子ノ員数ノ増加ニ因リ加算年
額ヲ増額スベキ場合ニ在リテハ戸籍謄本（加算ノ原
因タル子ノ員数ノ増加ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及第十
条ノ十三第一項第二号ノ申立書
二 加算ノ原因タル子ノ員数ノ減少ニ因リ加算年額ヲ
減額スベキ場合ニ在リテハ加算ノ原因タル子ノ員数
ノ減少シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

一 加給ノ原因タルベキ遺族ノ員数増加シタル場合ニ
在リテハ扶助料証書及戸籍謄本（加給ノ原因タル遺
族ノ員数ノ増加ヲ明瞭ニシ得ルモノ）並第十条ノ十
二第一項第二号ノ申立書
二 加給ノ原因タル遺族ノ員数減少シタル場合ニ在リ
テハ扶助料証書及加給ノ原因タル遺族ノ員数ノ減少
シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書
②（同上）

第十一条ノ三 （同上）

一 加算ノ原因タルベキ子ノ員数ノ増加ニ因リ加算年
額ヲ増額スベキ場合ニ在リテハ扶助料証書及戸籍謄
本（加算ノ原因タル子ノ員数ノ増加ヲ明瞭ニシ得ル
モノ）並第十条ノ十三第一項第二号ノ申立書
二 加算ノ原因タル子ノ員数ノ減少ニ因リ加算年額ヲ
減額スベキ場合ニ在リテハ扶助料証書及加算ノ原因
タル子ノ員数ノ減少シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立
書

② 第十条ノ十三第二項ノ規定ハ前項第一号ノ場合ニ於テ加算ノ原因タルベキ子ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ナル場合ニ之ヲ準用ス

第十一条ノ四 恩給法第七十五条第一項第一号ニ規定ス

ル扶助料（恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十九号）第七条中法律第五十一号附則第十四条ノ次ニ一条ヲ加フル改正規定ノ施行ノ日以後ニ給与事由ノ生ジタル扶助料ニ限ルモノトシ以下本条及第三十四条ノ二第三号ニ於テ同ジ）ヲ受クル者ハ法律第五十一号附則第十四条第一項ノ規定ニ依ル加算ヲ受クルコトトナリタルトキハ加算ニ関スル扶助料改定請求書ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

一 法律第五十一号附則第十四条第一項第二号ニ該当スルニ至リタルトキハ戸籍謄本（加算ノ原因タル子ノアルコトヲ明瞭ニシ得ルモノ）、第十条ノ十三第一項第二号及第三号ノ申立書並ニ重度障害ノ状態ヲ証スル診断書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書（加算ノ原因タルベキ子ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ノ場合）

二 法律第五十一号附則第十四条第一項第三号ニ該当スルニ至リタルトキハ第十条ノ十三第一項第三号ノ申立書

② 法律第五十一号附則第十四条ノ二第二項ノ規定ニ依ル加算額ノ加算ヲ含ム扶助料ヲ受クル者ハ其ノ後同条第一項ニ規定スル老齢、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ受クルコ

②（同上）

第十一条ノ四 （同上）

一 法律第五十一号附則第十四条第一項第二号ニ該当スルニ至リタルトキハ扶助料証書、戸籍謄本（加算ノ原因タル子ノアルコトヲ明瞭ニシ得ルモノ）、第十条ノ十三第一項第二号及第三号ノ申立書並ニ重度障害ノ状態ヲ証スル診断書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書（加算ノ原因タルベキ子ガ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ノ場合）

二 法律第五十一号附則第十四条第一項第三号ニ該当スルニ至リタルトキハ扶助料証書及第十条ノ十三第一項第三号ノ申立書

② 法律第五十一号附則第十四条ノ二第二項ノ規定ニ依ル加算額ノ加算ヲ含ム扶助料ヲ受クル者ハ其ノ後同条第一項ニ規定スル老齢、退職又ハ障害ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ受クルコ

トナキコトトナリタルトキハ加算ニ関スル扶助料改定
請求書ニ第十条ノ十三第一項第三号ノ申立書ヲ添附シ
裁定庁ニ之ヲ差出スベシ
③ 法律第五十一号附則第十四条第一項ノ規定ニ依ル加算
ヲ含ム扶助料ヲ受クル者ハ法律第五十一号附則第十四
条ノ第二項ニ規定スル老齡、退職又ハ障害ヲ支給事
由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノヲ
受クルコトトナリタルトキハ加算ニ関スル扶助料改定
請求書ニ前項ニ規定スル書類ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差
出スベシ

第十五条 恩給法第八十一条ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ

請求スル場合ニ於テハ一時扶助料請求書ニ重度障害ノ
状態ヲ証スル診断書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ
証スル市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ証明書ノ外左ノ
書類ヲ添附スヘシ

一 公務員カ既ニ普通恩給ノ裁定ヲ經タルトキハ請求
者ノ戸籍謄本（公務員死亡當時ノ請求者ノ身分關係
ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及請求者ガ公務員死亡當時之
ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコト
ヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 公務員カ未タ普通恩給ノ裁定ヲ經サルトキハ公務
員ノ在職中ノ履歴書並請求者ノ戸籍謄本（公務員死
亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及
請求者ガ公務員死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ
之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

② 前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第八十一条第三項ノ
規定ニ依ル總代者ナルトキハ前項ノ規定ニ依リ添附ス

トナキコトトナリタルトキハ加算ニ関スル扶助料改定
請求書ニ扶助料証書及第十条ノ十三第一項第三号ノ申
立書ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ
③ （同上）

第十五条 （同上）

一 公務員カ既ニ普通恩給ノ裁定ヲ經タルトキハ其ノ
恩給証書並請求者ノ戸籍謄本（公務員死亡當時ノ請
求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）及請求者ガ公
務員死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ
共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 （同上）

② （同上）

ベキ書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一 一時扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ総代者選任届書

二 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本（公務員死亡当時ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分関係ヲ明瞭ニシ得ルモノ）（前項第二号ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク）

三 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書（前項各号ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨ゲズ）

（削る）

第二十条 削除

（削る）

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

第十九条ノ四 第二条ノ七第四項、第二条ノ九、第二条ノ十一、第三条ノ二第一項、第三条ノ三、第十条ノ三、第十条ノ六、第十条ノ九第一項又ハ第十一条ノ二乃至第十一条ノ四ノ規定ニ依リ恩給ノ請求書ニ恩給証書、普通恩給証書又ハ扶助料証書ヲ添付スルコトナル場合ニハ此等ノ写ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第二十条 恩給ノ請求ニ付恩給証書又ハ裁定通知書ヲ添付スヘキ場合ニ於テ亡失其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ添付スルコトヲ得サルトキハ証拠書類ヲ添へ其ノ事由ヲ届出ツヘシ

第二十六条ノ二 裁定庁ハ法律第百五十五号附則又ハ法律第二百号附則ノ規定ニ依ル年金タル恩給ニ付テハ第二十三条ノ規定ニ依リ恩給証書ヲ交付スル迄ノ間裁定告知書ヲ交付スルコトヲ得

第二十九条ノ二 裁定庁恩給ノ改定ヲ為シタル場合ニ於テ当該裁定庁力改定前ノ恩給ノ裁定庁ニ非サルトキハ当該裁定庁ハ改定前ノ恩給ノ裁定庁ニ対シ改定ヲ為シタル旨並公務員ノ再就職後ノ退職当時ニ於ケル官職名、再就職後ノ退職ノ年月日、改定前及改定後ノ恩給証書ノ記号番号ヲ通知スヘシ

②前項ノ規定ハ法律第百五十五号施行ノ際現ニ恩給ヲ受クル者ニ対シ法律第百五十五号附則ノ規定ニ依ル恩給ノ裁定ヲ為シタル場合ニ於テ当該裁定庁ガ法律第百五十五号施行ノ際現ニ受クル恩給ノ裁定庁ニ非ザルトキニ之ヲ準用ス

第三十四条ノ三 前条ノ調査ノ対象者タル受給者ハ恩給受給権存否ノ調査ニ関スル申立書ニ左ノ區別ニ依ル書類ヲ添附シテ裁定庁ニ差出スベシ

- 一 前条第一号、第二号又ハ第四号ノ事実ヲ証スル為ニハ重度障害ノ状態ニ在ルコトニ付テハ之ヲ証スル診断書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトニ付テハ之ヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書
- 二 前条第三号ノ事実ヲ証スル為ニハ第十条ノ十三第一項第三号ノ申立書（恩給受給権存否ノ調査ニ関スル申立書ニ記載シ之ニ代フルコトヲ妨ゲズ）

②前項ノ規定ニ依リ裁定告知書ヲ交付シタル場合ニ於ケル第二条乃至第二十五条ノ規定ノ適用ニ付テハ此等ノ規定中「恩給証書」、「普通恩給証書」又ハ「扶助料証書」トアルハ「裁定告知書」トス

第二十九条ノ二 裁定庁恩給ノ改定ヲ為シタル場合ニ於テ当該裁定庁力改定前ノ恩給ノ裁定庁ニ非サルトキハ当該裁定庁ハ改定前ノ恩給ノ裁定庁ニ対シ改定ヲ為シタル旨並公務員ノ再就職後ノ退職当時ニ於ケル官職名、再就職後ノ退職ノ年月日、改定前及改定後ノ恩給証書（裁定告知書ヲ含ム以下同ジ）ノ記号番号ヲ通知スヘシ

②（同上）

第三十四条ノ三 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

三 前条第五号又ハ第六号ノ事実ヲ証スル為ニハ戸籍抄本（裁定庁ガ相当ト認メタル場合ニ於テハ受給者ノ戸籍ニ記載セラレタル事項ニ関スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ヲ以テ戸籍抄本ニ代フルコトヲ妨ゲズ）

四 前条第七号ノ事実ヲ証スル為ニハ裁定庁ガ命ズル書類

②前項各号ニ規定スル書類ハ事実ガ裁定庁ニ顯著ナル場合又ハ公ノ証明アル場合ニ於テ裁定庁ガ明カニ之ヲ承認シタルトキハ其ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ差出スベキ同項各号ニ規定スル書類ノ全テヲ裁定庁ノ承認ヲ以テ代ヘタルトキハ恩給受給権存否ノ調査ニ関スル申立書ハ之ヲ差出スコトヲ要セズ

第五章 恩給証書ノ再交付

第三十五条 削除

第三十六条 恩給証書又ハ裁定通知書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ裁定庁ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

三 （同上）

四 （同上）

②前項ニ規定スル書類ハ事実ガ裁定庁ニ顯著ナル場合又ハ公ノ証明アル場合ニ於テ裁定庁ガ明カニ之ヲ承認シタルトキハ其ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第五章 恩給証書ノ返還及再交付

第三十五条 年金タル恩給ヲ受クル者死亡シ又ハ恩給ヲ受クルノ権利ヲ失ヒタル場合ニ於テ恩給ヲ受クヘキ順位者ナキトキハ恩給証書ヲ占有スル者ハ速ニ裁定庁ニ之ヲ返還スヘシ

②前項ノ場合ニ於テ亡失其ノ他ノ事由ニ因リ恩給証書ヲ返還シ得サルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁定庁ニ届出ツヘシ

第三十六条 恩給証書又ハ裁定通知書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ証拠書類ヲ添ヘ裁定庁ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第三十七条 恩給証書又ハ裁定通知書ノ再交付（次条第二項ノ規定ニ依ル交付ヲ含ム）アリタルトキハ従前ノ恩給証書又ハ裁定通知書ハ其ノ効力ヲ失フ（削る）

第三十八条 年金タル恩給ヲ受クル者其ノ氏名ヲ變更シタルトキハ戸籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ裁定庁ニ届出ツヘシ
②前項ノ場合ニ於テ裁定庁ハ新ニ恩給証書ヲ権利者ニ交付スヘシ

第三十七条 恩給証書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタルトキハ従前ノ恩給証書又ハ裁定通知書ハ其ノ効力ヲ失フ
②亡失ヲ理由トシテ恩給証書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタル後従前ノ恩給証書又ハ裁定通知書ヲ發見シタルトキハ速ニ裁定庁ニ之ヲ返還スヘシ

第三十八条 年金タル恩給ヲ受クル者其ノ氏名ヲ變更シタルトキハ恩給証書及戸籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ裁定庁ニ届出ツヘシ
②前項ノ場合ニ於テ裁定庁ハ恩給証書ニ改氏名ノ事實ヲ記載シタル上之ヲ権利者ニ返付スヘシ

○ 国會議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国會議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第四百十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章 互助年金等の請求（第一条―第十七条） 第二章 互助年金等の裁定（第十八条―第二十条） 第三章 互助年金等の支給（第二十一条―第二十五条） 第四章 異動の通知等及び受給権の存否の調査（第二十六条―第三十二条） 第五章 互助年金証書等の再交付（第三十三条―第三十五条） 第六章 雑則（第三十六条―第四十条） 附則 （普通退職年金又は公務傷病年金の改定請求） 第二条 前条の規定は、普通退職年金又は公務傷病年金の改定を請求する場合について準用する。 （重度障害による普通退職年金の停止の解除） 第二条の二 旧法第十五条第一項の規定により普通退職年金の支給を停止されている者が同条第二項の規定の	目次 第一章 （同上） 第二章 （同上） 第三章 （同上） 第四章 （同上） 第五章 互助年金証書の返還及び互助年金証書等の再交付（第三十三条―第三十五条） 第六章 （同上） 附則 （普通退職年金又は公務傷病年金の改定請求） 第二条 普通退職年金又は公務傷病年金の改定を請求する場合において、前に互助年金証書を受けたことがあるときは、前条第二項及び第三項の各号に掲げる書類のほか、その互助年金証書を添えなければならない。 （重度障害による普通退職年金の停止の解除） 第二条の二 旧法第十五条第一項の規定により普通退職年金の支給を停止されている者が互助年金証書を受け

適用を受けようとするときは、普通退職年金停止解除請求書に請求当時の診断書を添え、經由庁を経て、これを裁定庁に提出しなければならない。

(遺族扶助年金の請求)

第四条 旧法第十九条第一項前段の規定により第一次に遺族扶助年金を請求することができる者が、遺族扶助年金を受けようとする場合においては、遺族扶助年金請求書を、經由庁を経て、裁定庁に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、次の書類を添えなければならない。

一 国会議員の履歴書
二 請求者に関する戸籍謄本（請求者の国会議員死亡の時以後の身分関係を明らかにすることができるもの）

三 請求者が、国会議員の死亡当時、これにより生計を維持し、又はこれと生計を共にしたことを明らかにすることができる申立書

3 第一項の場合において、請求者が旧法第二十条の規定により準用される恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十三条ノ二の規定による総代者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、次の書類を添えなければならない。

一 遺族扶助年金を受けようとする者全員が連署した総代者選任届書
二 請求者以外の遺族扶助年金を受けようとする者に

た後同条第二項の規定の適用を受けようとするときは、普通退職年金停止解除請求書に請求当時の診断書及び互助年金証書を添え、經由庁を経て、これを裁定庁に提出しなければならない。

(遺族扶助年金の請求)
第四条 (同上)

2 (同上)

一 (同上)
二 (同上)

三 (同上)

3 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

関する戸籍謄本（遺族扶助年金を受けようとする者の国会議員死亡の時以後の身分関係を明らかにすることが出来るもの）（前項第二号の戸籍謄本と重複する場合を除く。）

三 請求者以外の遺族扶助年金を受けようとする者が、国会議員の死亡当時、これにより生計を維持し、又はこれと生計を共にしたことを明らかにすることが出来る申立書

（削る）

第五条 旧法第十九条第一項後段の規定により第一次に遺族扶助年金を請求することが出来る者が、遺族扶助年金を請求する場合には、遺族扶助年金請求書を、經由庁を経て、裁定庁に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、次の書類を添えなければならない。

一 国会議員がすでに普通退職年金又は公務傷病年金の裁定を受けたときは、請求者に関する戸籍謄本（請求者の国会議員死亡の時以後の身分関係を明らかにすることが出来るもの）及び請求者が、国会議員の死亡当時、これにより生計を維持し、又はこれと生計を共にしたことを明らかにすることが出来る申立書

二 国会議員がまだ普通退職年金又は公務傷病年金の

三 （同上）

4 第一項の場合において、国会議員が前に互助年金証書を受けたことがあるときは、前二項各号に掲げる書類のほか、その互助年金証書を添えなければならない。

第五条 （同上）

2 （同上）

一 国会議員がすでに普通退職年金又は公務傷病年金の裁定を受けたときは、その互助年金証書並びに請求者に関する戸籍謄本（請求者の国会議員死亡の時以後の身分関係を明らかにすることが出来るもの）及び請求者が、国会議員の死亡当時、これにより生計を維持し、又はこれと生計を共にしたことを明らかにすることが出来る申立書

二 （同上）

裁定を受けていないときは、前条第二項各号に掲げる書類

3 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七条 旧法第十九条第一項の規定により第二次以下に

において遺族扶助年金を請求することができる者が、遺族扶助年金を請求する場合には、遺族扶助年金請求書に次の書類を添えなければならない。

一 前遺族扶助年金権者が遺族扶助年金を受ける権利を失ったことを証明する書類

(削る)

二 請求者に関する戸籍謄本（請求者の国会議員死亡の時以後の身分関係を明らかにすることができるもの）

三 請求者が、国会議員の死亡当時、これにより生計を維持し、又はこれと生計を共にしたことを明らかにすることができることができる申立書

2 前項の場合において、請求者が旧法第二十條の規定

により準用される恩給法第七十三條ノ二の規定による総代者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、次の書類を添えなければならない。

一 遺族扶助年金を受けようとする者全員が連署した総代者選任届書

二 請求者以外の遺族扶助年金を受けようとする者に關する戸籍謄本（遺族扶助年金を受けようとする者の国会議員死亡の時以後の身分関係を明らかにすることができるもの）（前項第二号の戸籍謄本と重複

3 前条第三項の規定は前項第一号の場合に、前条第三項及び第四項の規定は前項第二号の場合に準用する。

第七条 (同上)

一 (同上)

二 前遺族扶助年金権者の互助年金証書

三 (同上)

四 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 請求者以外の遺族扶助年金を受けようとする者に關する戸籍謄本（遺族扶助年金を受けようとする者の国会議員死亡の時以後の身分関係を明らかにすることができるもの）（前項第三号の戸籍謄本と重複

（する場合を除く。）

三 請求者以外の遺族扶助年金を受けようとする者が、国会議員の死亡当時、これにより生計を維持し、又はこれと生計を共にしたことを明らかにすることができ申立書

3 前二項の場合において、前遺族扶助年金権者がまだ遺族扶助年金の裁定を受けていないときは、第一項第一号に掲げる書類及び前遺族扶助年金権者が遺族扶助年金を請求する場合に添えることを要する書類を添えなければならない。

第八条 遺族扶助年金を受ける者が二人以上ある場合において、そのうちの一部の者が失権したときは、互助年金証書書換請求書にその者が遺族扶助年金を受ける権利を失ったことを証明する書類を添え、經由庁を経て、これを裁定庁に提出しなければならない。

2 前項の場合において、旧法第二十条の規定により準用される恩給法第七十三条ノ二の規定による総代者である遺族扶助年金権者が失権し、なお遺族扶助年金を受ける者が二人以上あるときは、前項に規定する書類のほか、これらの遺族扶助年金を受ける者全員が連署した総代者選任届書を添えなければならない。

第十六条及び第十七条 削除

（場合を除く。）

三 （同上）

3 （同上）

第八条 遺族扶助年金を受ける者が二人以上ある場合において、そのうちの一部の者が失権したときは、互助年金証書書換請求書に互助年金証書及びその者が遺族扶助年金を受ける権利を失ったことを証明する書類を添え、經由庁を経て、これを裁定庁に提出しなければならない。

2 （同上）

第十六条 削除

（互助年金証書を添えることができない場合の請求）
第十七条 互助年金の請求について、互助年金証書を添

(氏名変更の届出)

第二十八条 互助年金を受ける者は、その氏名を変更したときは、戸籍抄本を添え、その旨を裁定庁に届け出なければならない。

2 前項の場合において、裁定庁は、新たに互助年金証書を権利者に交付しなければならない。

第三十一条 前条に規定する調査の対象者である受給者

は、当該調査に必要な書類として、互助年金受給権の存否の調査に関する申立書に裁定庁の定める書類を添え、裁定庁に提出しなければならない。

2 前項に規定する裁定庁の定める書類の提出は、当該書類によつて証明すべき事実が裁定庁に顕著であること又は当該事実について公の証明があることを裁定庁が承認したときは、その承認をもつてこれに代えることができる。この場合において、互助年金受給権の存否の調査に必要な事実の全てについて裁定庁の承認があつたときは、同項に規定する申立書は、これを提出することを要しない。

3 第一項の規定により提出すべき書類は、これを提出すべき月における事項を明らかにすることができるものでなければならない。

4 第一項に規定する書類は、裁定庁の定める期月に提

えなければならない場合において、亡失その他の理由によりこれを添えることができないときは、証拠書類を添え、その理由を届け出なければならない。

(氏名変更の届出)

第二十八条 互助年金を受ける者は、その氏名を変更したときは、互助年金証書及び戸籍抄本を添え、その旨を裁定庁に届け出なければならない。

2 前項の場合において、裁定庁は、互助年金証書に改氏名の事実を記載し、これを権利者に返送しなければならない。

第三十一条 (同上)

(新設)

2 前項の規定により提出すべき書類は、これを提出すべき月における事項を明らかにすることができるものでなければならない。

3 (同上)

出するものとする。

第五章 互助年金証書等の再交付

第三十三条 削除

(互助年金証書等の再交付)

第三十四条 互助年金又は互助一時金を受ける者は、互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書を亡失し、又は損傷したときは、その理由を付し、裁定庁にその再交付を申請することができる。

第三十五条 互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書が再交付されたとき(第二十八條第二項の規定により交付されたときを含む。)は、従前の互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書は、その効力を失う。
(削る)

第五章 互助年金証書の返還及び互助年金証書等の再交付

(互助年金証書の返還)

第三十三条 互助年金を受ける者が死亡し、又は互助年金を受ける権利を失った場合において、互助年金を受ける順位者がいないときは、互助年金証書を占有する者は、すみやかに、これを裁定庁に返還しなければならない。

(互助年金証書等の再交付)

第三十四条 互助年金又は互助一時金を受ける者は、互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書を亡失し、又は損傷したときは、その理由を付し、証拠書類を添え、裁定庁にその再交付を申請することができる。

第三十五条 互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書が再交付されたときは、従前の互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書は、その効力を失う。

2 亡失を理由として互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書の再交付を受けた後において、従前の互助年金証書又は互助年金裁定通知書若しくは互助一時金裁定通知書を発見したときは

い。すみやかに、これを裁定庁に返還しなければならな